

## 久留米市住宅リフォーム助成事業補助金対象工事一覧

### (1) 低炭素型の住まいづくり促進改修【省エネ改修】

対象工事	詳細
開口部の断熱改修	<p>« 内窓の新設 » 既存の窓の内側に新たに窓を取り付ける工事。</p> <p>« 外窓の交換 » 既存の単板ガラス窓を取り除き、新たな窓に交換する工事。ただし、下記のガラス交換に規定するガラスに限る。</p> <p>« ガラス交換 » 既存の単板ガラスを次のいずれかの窓ガラスに交換する工事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 複層ガラス（空気層 6 mm 以上）</li> <li>② 複層ガラス中央部の熱貫流率が 4. 07 以下</li> </ul> <p>« ドアの交換 » 住宅の屋外に面するドアを熱貫流率が 4. 07 以下のドアに交換する工事。</p>
天井、床、壁の断熱改修	天井（屋根含む）、床、又は壁の部位ごとに、断熱材を使用する断熱改修工事（敷込断熱、吹込断熱等）。改修に伴って行う壁の解体、復旧等については、一体工事として補助対象工事に含まれる。
高断熱浴槽の設置	一定の保温性能（4時間後のお湯の低下温度が 2. 5°C 以内）が確認された高断熱浴槽を設置する工事。設置に伴って行う解体、土間コンクリート、ユニットバス設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。

### (2) 住宅内の安全確保改修【バリアフリー改修】

対象工事	詳細
手すりの設置	手すりを便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路（玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）を含む。）に、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付ける工事。取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取り付けは含まれないが、手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。

段差の解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事。(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。) 敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事。取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置、昇降機、リフト等の動力により段差を解消する機器等は含まれないが、廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事、浴室の段差解消に伴いユニットバスを設置する工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口（以下、「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね 780mm 以上（浴室の出入口にあっては 600mm 以上）であるもの。通路等の幅を拡張する工事に伴って行う壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え、幅木の設置、柱の面取り等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。
床材等の変更	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料を変更する工事。居室においては畳敷きから板系床材、ビニール系床材等移動のしやすいものに変更する、浴室やトイレにおいては床を滑りにくいものへ変更する、通路面においては滑りにくい舗装材へ変更する等の工事。床材を変更する工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。
開き戸から引戸・折戸、及びドアノブからレバーハンドル等への変更	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事及びドアノブからレバーハンドル等へ変更する工事。変更工事に伴って行う扉の撤去、戸車の設置等も一体工事として補助対象工事に含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分は含まれない。
和式から洋式への便器の変更	和式便器を洋式便器（洗浄水量 6. 5 リットル以下のもの。）に取り替える工事。和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座は含まないが、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取り替えや便器の取り替えに伴う床材の撤去、復旧等については一体工事として補助対象工事に含まれる。
従来よりもたぎの低い浴槽への変更	洗い場から浴槽の縁の高さが 350mm 未満又は 450mm 以上の浴槽を 350mm から 450mm のものに取り替える工事。浴槽の設置に伴って行う解体、土間コンクリート、ユニットバス設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。

